

サービス利用までの流れ

①受付



②相談支援利用の面接



③サービス利用計画（案）の作成



④支給決定



⑤サービス担当者会議の実施



⑥サービス利用計画の作成



⑦サービス提供開始



⑧モニタリング（状況把握）



モニタリングの結果次第でサービス利用継続または修正・変更を検討（③に戻る）

モニタリングは一定期間ごとに継続的に行われます。

営業日：金曜日

営業時間：8：30～17：30

休業日：土・日曜日 夏季休暇 年末年始

併設
障害福祉サービス

居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護

併設
介護保険サービス

居宅介護支援事業
訪問介護
デイサービス
ショートステイ
ケアハウス
（特定施設入居者生活介護）
特別養護老人ホーム



東武アーバンパークライン岩槻駅より約3km
国際興業バス（目白大学・東川口行）城南小学校入口バス停徒歩5分
乗り合いタクシーレインボー号・ケアハウスしらさぎ徒歩0分

 社会福祉法人

城南会

相談支援事業所
しらさぎ

特定相談支援事業
事業所番号：1136508155

障害児相談支援事業
事業所番号：1176508156

☎ 048-797-4348

FAX 048-797-1114

〒339-0044
埼玉県さいたま市
岩槻区真福寺 1465



E-mail：kyotaku@j-shirasagi.jp
URL：http://www.shirasagi-care.com

相談支援事業所とは

障害者（児）・ご家族などからの相談に応じて、障害福祉サービスをはじめ、必要な情報の提供や助言などをおこなう事業所です。ご本人の生活全体のプランとしての「サービス等利用計画」の作成などを通じて、ご本人の自立生活支援を地域の様々な資源を活用しながら展開していきます。

（事業内容）

・基本相談

日常生活で困っている事の相談や各種障害福祉サービスの利用案内など、様々な相談をお受けします。来所相談のほか、電話や FAX・メールによる相談も可能です。訪問による相談も致します。

・計画相談

障害者（児）が、障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法（児童福祉法）に基づく「サービス等利用計画（障害児支援利用計画）」を作成し一定期間ごとにモニタリング（評価・見直し）を行います。

利用できる方

さいたま市にお住いの身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児、およびそのご家族等。

費用

- ・基本相談・・・無料
- ・計画相談・・・市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合、自己負担金はありません。

こんな悩みのご相談をお受けいたします。

普段は家にいるけど退屈。
何かできないかな・・・。

日中活動の場や外出支援を提案。

福祉サービスってなに？
どうやって利用するの？

サービスの紹介から利用までをお手伝い。

自宅で介護を受けたい
けどどうしたらいいの？

介護の仕方やヘルパー利用の紹介。

車椅子や杖でも移動
しやすいように自宅
を改装したいな。

住宅改修や福祉用具利用のアドバイス。

自分と同じような障害
を持った人はどんな生
活をしているのかな？

同じ障害のある方同士の話し合いの場を提供。

